

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年12月18日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第57号

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例

佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(使用料等)</p> <p><b>第4条</b> 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1の規定により算定した額の使用料（港湾施設用地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料にあつては、日割りをもって算定した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額の使用料）を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 重要港湾においては、入港した船舶（法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶及び総トン数700トン未満の船舶を除く。）の船主は、入港1回につき入港した船舶の総トン数（総トン数に1トン未満の端数がある場合は、1トンとして計算する。）に2円（本邦の港と本邦以外の地域の港とを往来する船舶（以下「外航船舶」という。）以外の船舶にあつては、<u>1円5銭</u>）を乗じて得た額の入港料を納付しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(占用料及び土砂採取料)</p> <p><b>第12条</b> 県が管理する港湾区域内の水域又は公共空地について法第37条第1項の規定による占用又は土砂の採取（以下「占用等」という。）の許可を受けた者（以下「占用者等」という。）は、別表第2の規定により算定した額の占用料（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る</p>	<p>(使用料等)</p> <p><b>第4条</b> 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1の規定により算定した額の使用料（港湾施設用地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料にあつては、日割りをもって算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の使用料）を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 重要港湾においては、入港した船舶（法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶及び総トン数700トン未満の船舶を除く。）の船主は、入港1回につき入港した船舶の総トン数（総トン数に1トン未満の端数がある場合は、1トンとして計算する。）に2円（本邦の港と本邦以外の地域の港とを往来する船舶（以下「外航船舶」という。）以外の船舶にあつては、<u>1円8銭</u>）を乗じて得た額の入港料を納付しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(占用料及び土砂採取料)</p> <p><b>第12条</b> 県が管理する港湾区域内の水域又は公共空地について法第37条第1項の規定による占用又は土砂の採取（以下「占用等」という。）の許可を受けた者（以下「占用者等」という。）は、別表第2の規定により算定した額の占用料（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る</p>

改正前	改正後
<p>占用料にあつてはその額に1.05を乗じて得た額の占用料) 又は別表第3の規定により算定した額に1.05を乗じて得た額の土砂採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p style="text-align: center;">(使用料に関する特例)</p> <p>5 平成17年1月1日から平成19年3月31日までの間は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づく市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)の適用を受けるものに限る。)により市の区域となった港湾施設用地を、電柱、鉄柱、広告塔その他これらに類するものの敷設用地又は地下埋設物の敷設用地として使用する場合の別表第1の規定の適用については、同表中「に定める単位及び額」とあるのは、「及び同条例附則第2項の規定の例」とする。</p>	<p>占用料にあつてはその額に1.08を乗じて得た額の占用料) 又は別表第3の規定により算定した額に1.08を乗じて得た額の土砂採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p style="text-align: center;">(使用料に関する特例)</p> <p>5 別表第1の規定の適用については、当分の間、同表中「24,170円」とあるのは、「18,500円」とする。</p>

別表第1を次のように改める。

**別表第1** (第3条、第4条関係)

使用料

区分		単位	単価	
重要港湾	泊地	船舶の長さ1メートルにつき1日	8.6円以内で規則で定める額	
	岸壁、浮棧橋(ヨットハーバー浮棧橋を除く。)又は物揚場		プレジャーボート	26.9円
			プレジャーボート用浮棧橋を使用する場合	
	その他の場合		10.8円	

	普通船舶（総トン数20トン未満の船舶を除く。）	総トン数1トンにつき係留1回 （係留時間24時間まで）	4.7円 （外航船舶にあつては、4.4円）	
	定期船舶		2円	
ヨットハーバー浮棧橋	長さ5メートル未満の船舶	1日	850円	
		1月	9,490円	
	長さ5メートル以上7メートル未満の船舶	1日	1,080円	
		1月	11,880円	
	長さ7メートル以上9メートル未満の船舶	1日	1,380円	
		1月	14,240円	
	長さ9メートル以上の船舶	1日	1,830円	
		1月	18,990円	
可動橋		1回	2,220円	
歩廊橋			2,260円	
上屋	雑貨上屋を使用する場合		使用面積1平方メートルにつき 1日	7.2円
	水産上屋を使用する場合	昭和51年度に建設した ものを使用するとき		11.5円
		昭和54年度に建設した ものを使用するとき		12.5円
	くん蒸上屋を使用する場合		1回	22,680円
野積場及び附属する施設	野積場を使用する場合	使用面積1平方メートルにつき 1日	2円 （舗装区域にあつては、2.9円）	
	冷凍コンテナ用コンセントを使用する場合	使用口数1口につき1時間	11.5円	
	野積場附属事務所を使用する場合	使用面積1平方メートルにつき	25.4円	

		1日	
給水施設		給水量1立方メートル	690円 (外航船舶にあつては、640円)
給電施設		1回(使用時間1時間まで)	89.4円
港湾施設用地	港湾機能施設用地として使用する場合	使用面積1平方メートルにつき 1月	60円 (知事が別に定める者にあつては、30円)
	電柱、広告塔、看板、その他これらに類するものの敷設用地及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物の敷設用地として使用する場合	佐賀県道路占用料条例(昭和28年佐賀県条例第25号)別表に定める単位及び額による。	
	その他の場合	使用面積1平方メートルにつき 1月	当該土地の時価評価額に1,000分の3を乗じて得た額
荷役機械	ジブクレーンを使用する場合	1回(使用時間30分まで)	9,250円
	ガントリークレーンを使用する場合		24,170円
地方港湾	泊地	船舶の長さ1メートルにつき1日	8.6円以内で規則で定める額
	岸壁、浮棧橋又は物揚場		10.8円
		総トン数1トンにつき係留1回 (係留時間24時間まで)	4.2円 (外航船舶にあつては、3.9円)
	定期船舶		1.5円
野積場		使用面積1平方メートルにつき 1日	1.7円
港湾施設用地	港湾機能施設用地として使用する場合	使用面積1平方メートルにつき 1月	51円 (知事が別に定める者にあつては、26円)

	電柱、広告塔、看板、その他これらに類するものの敷設用地及び電線、水道管、ガス管等の地下埋設物の敷設用地として使用する場合	佐賀県道路占用料条例別表に定める単位及び額による。	
	その他の場合	使用面積1平方メートルにつき1月	当該土地の時価評価額に1,000分の3を乗じて得た額

- 備考 1 プレジャーボートとは、ヨット、モーターボートその他これらに準ずる船舶（漁船、定期船、貨物船その他の業務用船舶及び起重機船、台船その他の作業用船舶を除く。）をいう。
- 2 使用料の額の算定の単位が月、日、トン、メートル、平方メートル又は立方メートルである場合において、使用許可期間、総トン数、長さ、使用面積又は給水量が1月未満、1日未満、1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満若しくは1立方メートル未満のもの又は1月未満、1日未満、1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満若しくは1立方メートル未満の端数は、それぞれ1月、1日、1トン、1メートル、1平方メートル又は1立方メートルに切り上げる。
- 3 使用料の額の算定の単位が年である場合において、使用許可期間が1年未満であるとき、又は使用許可期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算する。
- 4 使用許可期間を月割りにより計算する場合には、使用開始の日の属する月及び使用終了の日の属する月は、使用した月数に含むものとする。ただし、使用許可期間が30日を超えないものについては、その月数は1月とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県港湾管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可等に係る使用料等から適用し、同日前の許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成25年佐賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則	附 則

改正前	改正後
<p><u>(施行期日)</u>  <u>1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u>  <u>2 この条例による改正後の佐賀県港湾管理条例別表第1の規定の適用については、当分の間、同表中「23,500円」とあるのは、「18,000円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。</p>